



三重県公報

令和4年12月20日 (火)

第 373 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
812	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	2
813	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
814	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	(大 気 ・ 水 環 境 課)	2
815	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	2
公 告			
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	3
	同伴	(同)	4
	同伴	(同)	4
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	5

告 示

三重県告示第 812 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

令和 4 年 12 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定年月日
令和 4 年 12 月 20 日
- 2 控除対象寄附金の名称
公益社団法人中部小型船安全協会に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る申請者
名 称 公益社団法人中部小型船安全協会
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋港区港町 1 番 11 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間
令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 813 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 12 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	あひる薬局	松阪市下村町 815-1		薬局	令和 4 年 12 月 1 日
薬局	クスリのアオキ明和薬局	多気郡明和町大字馬之上 942 番地 4		薬局	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 814 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 12 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
三重県名張市夏見字坊垣（3258 番、3260 番 1、3260 番 2、3261 番 3、3263 番、3265 番 1、3269 番、3269 番 2 及び 3271 番 3）のうち一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

三重県告示第 815 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 4 年 12 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 1 月 16 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 5 年 3 月下旬から 4 月上旬
	令和 5 年 1 月 22 日（日）～同月 24 日（火） （任意の 1 日 8:00～18:00 の間）	令和 5 年 1 月 29 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区仁田 1 換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、こ

の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年12月20日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区仁田3換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年12月20日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区平谷2換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年12月20日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間
令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年12月20日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和4年度～令和7年度 三重県総合教育センター清掃業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとします。
ただし、契約の履行期間は、令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター地内
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。
カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。
キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムに入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 5 年 1 月 17 日（火）12 時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては 14 に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
 - (3) 原稿サイズは A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 100 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
 - (4) 正本・副本共に、表紙、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
 - (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価順序のとおりに編綴してください。
 - (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に行政機関へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置された清掃従業員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が技術提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
 - (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は【0 点】とします。

- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が【0点】となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は【0点】となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後【無効】とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
- また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
- なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。
- この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- 11 その他
- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなら

りません。

- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和4年12月27日（火）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、令和5年1月11日（水）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和5年1月17日（火）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

《結果通知》

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年1月23日（月）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年1月23日（月）17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和5年1月30日（月）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県総合教育センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和5年2月8日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和5年2月17日（金）15時までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が無効と

判断するもの等)

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和5年2月8日(水)から同月17日(金)15時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地

指定する郵便局(宛先)：三重県庁内郵便局留め

受取人：三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名：「三重県総合教育センター清掃業務委託」入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和5年2月17日(金)15時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立会いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和5年2月22日(水)16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再度入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター内

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 三上

電話 059-226-3513 F A X 059-226-3706

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Education Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, February 17, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, February 8, 2023 and 3:00 P.M. on Friday, February 17, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, February 17, 2023.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Education Center

12 Ootani-chou, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格はすべて税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、

4 有効数字

「価格評価点」、「技術評価点」の算出は、小数点以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし、

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	130	28
		履行体制及び品質保証取組		71
		苦情処理		8
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		8
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20

		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	50	50
合 計			440	440

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
